

市長記者会見

期 日 令和3年8月27日(金)

時間 午前11時00分~

場 所 対策室

発 表 内 容

- 1 新型コロナ感染状況とワクチン接種について (危機対策課、保健管理課、政策企画部)
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について (産業政策課)
- 3 犯罪被害に遭われた方への新たな支援の実施について (市民生活課)



令和3年8月27日 新潟市記者発表資料

新型コロナウィルスに係るワクチン接種の概況

集計 令和 3年 8月 26日時点

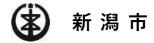
		対象者数	接種者数	(第1回)	接種者数	(第2回)
	年齢	A	В	割合 (B÷A	С	割合 (C÷A
	年齡区分別 計	710, 000	331, 052	46. 6%	272, 612	38. 4%
	65歳以上	242, 000	213, 938	88.4%	207, 041	85.6%
	60歳~64歳	47, 405	28, 835	60.8%	16, 950	35.8%
	50歳~59歳	104, 658	37, 207	35. 6%	18, 064	17. 3%
	40歳~49歳	111, 439	22, 455	20. 2%	13, 234	11. 9%
	30歳~39歳	84, 480	13, 793	16. 3%	8, 614	10. 2%
	20歳~29歳	70, 863	11, 652	16. 4%	7, 173	10.1%
	12歳~19歳	49, 155	3, 172	6. 5%	1, 536	3. 1%
	医療・施設従事者等 (~7/31)		44, 966		39, 702	
	新潟市 合計	710, 000	376, 018	53. 0%	312, 314	44. 0%

※ 7月31日までの医療・施設従事者等の接種実績は別管理のため、年齢区分と分けて記載

【問い合わせ先】

新潟市保健衛生部 コロナワクチン接種推進担当課長 明間 電 話:025-212-8173 (直通)





令和3年8月27日 新潟市記者発表資料

新型コロナワクチン集団接種会場の追加実施について

新型コロナワクチン集団接種会場について、現在の8区8会場に加え、下記のとおり追加して 実施します。

記

1 接種会場・日時等

(1) 全市会場(接種ワクチン:武田/モデルナ社ワクチンまたはファイザー社ワクチンで調整中)

会場	接種日(1回目)	曜日	時間	接種人数
新潟空港(東区)	9/24 · 25 · 29 · 30、 10/ 1 · 2 · 6~9 · 13~16	水~土	14:30~19:30	560 人/日
	9/26、10/3 • 10 • 17	日	9:30~17:00	870 人/日

[※]上記会場の2回目接種は4週間後の同じ曜日・時間に実施(予約不要)。日程変更は不可

(2) 各区会場

① 接種ワクチン:ファイザー社ワクチン

区	会場 接種日(1回目) 曜日		時間	接種人数	
北	豊栄健康センター	9/17、10/1	金	19:00~20:45	120 人/日
1	(豊栄さわやか老人福祉センター2階)	9/18 • 19、10/2 • 3	土・目	9:30~16:45	360 人/日
東	NOC プラザ 新潟卸センター	9/13~15 · 20~22 · 27~29	月~水	19:00~20:45	162 人/日
江	サンウィング横越	9/22、10/6・20	水	16:30~19:30	156 人/日
江南	舞平清掃センター 附属休憩所	9/12 • 26、10/31	日	9:30~16:45	144 人/日
		9/11 • 12 • 25 • 26、10/23 • 24	土・目	9:30~16:45	360 人/日
秋葉	秋葉区役所6階	9/23	木	14:15~20:45	300 人/日
		9/24	金	19:00~20:45	120 人/日
南	味方健康センター	9/22 • 23	水・木	9:30~16:45	144 人/日
-#-`	西区役所	9/10 • 17	金	19:00~20:45	120 人/日
西	健康センター棟	9/11 • 12 • 18 • 19	土・目	9:30~16:45	360 人/日

[※]上記会場の2回目接種はそれぞれ3週間後の同じ曜日・時間に実施(予約不要)。日程変更は不可

② 接種ワクチン: 武田/モデルナ社ワクチン

区	会場	接種日(1回目)	曜日	時間	接種人数
西	新潟大学五十嵐キャンパス 大学会館 【新潟大学職域接種】	9/11 • 12 • 18 • 19 • 25	土・目	9:00~16:15	400 人/目

※上記会場の2回目接種は4週間後の同じ曜日・時間に実施(予約不要)。日程変更は不可

[※]新潟空港の国際線が運航再開した場合、上記日程が変更になる場合があります。 接種当日、会場での予約受付やキャンセル待ちは行いません。

2 対象者・予約受付開始日

対象者	予約受付開始日
40 歳以上の人(1982 年 4 月 1 日以前に生まれた人) 39 歳以下で優先順位 1・2 の人	9月1日(水)午前8時半
30~39歳の人(1982年4月2日~1992年4月1日生)	9月4日 (土) 午前9時
12~29歳の人(1992年4月2日生~接種時に12歳)	9月7日(火)午前8時半

※新潟大学会場(1(2)②会場)のみ以下のとおりとなります。

対象者	予約受付開始日
12 歳以上の西区民(接種時に 12 歳)	9月1日(水)午前8時半

優先順位 1:基礎疾患がある人、高齢者・障がい者施設等の従事者、障がいのある人など

2:保育園・放課後児童クラブ等の職員、幼稚園・小中高等学校の教職員、60~64歳の人

3 予約方法

インターネット予約サイト (新潟市ワクチン接種 WEB 予約) または新潟市コロナワクチン専用コールセンター (電話 025-250-1234) ※各区役所等でも予約のお手伝いを行っています。

4 その他

- ・個別接種の予約受付開始日は医療機関によって異なります。
- ・50歳以上の人には、現在接種できる集団接種会場をご案内中です。
- ・職域接種の機会がある人は、集団・個別接種のワクチンの供給に限りがあるため、職域での接種をお願いします。
- ・小児の接種にあたって、日本小児科学会・医会では、個別接種医療機関での接種を推奨 しています。
- ・12~15歳の小児の接種時は保護者の同伴と予診票への署名が必要です。
- ・12歳になる人には、誕生日の翌月に接種券を発送します。
- ◎ 本件に関するお問い合わせは午後5時30分までにお願いします。

【問い合わせ先】

新潟大学会場以外に関すること

新潟市保健衛生部 コロナワクチン接種推進担当課長 明間

電 話:025-212-8173 (直通)

新潟大学会場に関すること

新潟市西区役所健康福祉課長 田中

電 話:025-264-7433 (直通)



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた

営業時間短縮の協力要請について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請

新潟県から、営業時間短縮の協力要請が以下のとおり発出されました。この要請の対象となる施設を営み、時間短縮営業にご協力いただいた事業者を対象に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」(新潟市第3期分)を支給します。申請手続きについては、新潟市のホームページ等で改めてお知らせいたします。

1 要請期間 (第3期)	令和3年 8月24日(火)0時 から令和3年 9月6日(月)24時 まで(全14日間) ※感染状況によっては期間を変更することもあり得る
2 対象施設	食品衛生法に定める営業許可のうち「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を取得し、客席等の飲食スペースを設けて営業している次の施設。 ①接待を伴う飲食店 【具体例】キャバレー、スナック、パブ、キャバクラ 等 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗 ②酒類を提供する飲食店 【具体例】居酒屋、レストラン、バー、カラオケ店 等
3 対象区域	新潟市全域 ※その他の地域については、県のホームページでご確認ください
4 要請内容	<u>午前5時から午後8時まで</u> の時間短縮営業 (<u>酒類の提供は午後7時まで</u>) ※従前より午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は、協力要請の対象外。 ※新潟県「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証飲食店 (申請中を含む) については、 <u>午前5時から午後9時まで</u> の時間短縮営業 (<u>酒類の提供は午後8時まで</u>)、従前の営業時間が午後8時を超え午後9時以内の場合は、午後8時までの時間短縮営業 (酒類の提供は午後7時まで)。

■協力金(第3期分)1店舗あたりの支給額 ※申請受付開始 令和3年9月7日から(予定)

		確定申告等に基づく前年度又は前々年度の年度又は8月9月における1日当たりの売上高が			
		8万3333円以下	8万3333円~25万円	25万円を超える場合	
中小企業者等	A <u>売上高</u> による方法 (1日の売上高の3割)	35万円 2.5万円/日×14日間	35万円~105万円 2.5~7.5万円/日×14日間	105万円 7.5万円/日×14日間	
	方法	【計算式】前年度又は前々年度と今年度の8月9月を比較した 1日当たり売上高減少額 ×0.4 × 14日間			
大企業 (売上高減少額による方法) 【上限額】280万円(20万円×14日間) 又は 前年度若しくは前々年度の 1日当たり売上高×0.3×14日間のいずれか低い額				リ々年度の8月9月の	

協力金 について 協力金に関する専用コールセンター 電話 025-247-7575

受付時間:午前9時~午後5時(土日・祝日を除く)

お問い合わせ先 新潟市産業政策課 担当:内藤 電話 025-226-1610 (直通)



犯罪被害者等見舞金支給事業について

○目 的 犯罪被害に遭われた方やそのご遺族に対し、犯罪被害によって 生じる経済的な負担を軽減できるよう、見舞金を支給します。

○事業概要

種別	遺族見舞金	重傷病見舞金		
概要	犯罪行為により 死亡 した	犯罪行為により 重傷病* 1を		
	被害者の遺族に対し支給	負った被害者に対し支給		
金額	30万円	10万円		
対象者	遺族(配偶者**2、子、父母、	被害者本人		
	孫、祖父母、兄弟姉妹)			
	犯罪行為が発生したときに県	内に住所を有し、かつ、見舞金申		
	請時に本市に住所を有する者			
対象の	刑法等に規定する人の生命又は身体を害する罪に当たる行為、			
犯罪行為	かつ、警察に被害が認知された犯罪行為であること			
	⇒主な想定行為: 殺人、傷害、強制わいせつ、危険運転致死傷			
	等の故意の犯罪行為			
	※正当防衛や過失による行為等を除く			
	※原則、見舞金申請日の1年以内に発生した犯罪行為であること			
	(やむを得ない理由が認められる場合、その理由がなくなった日か			
	ら6か月以内に申請)			
	※令和3年4月1日以降に発生し	た犯罪行為による被害が対象		

※1 療養期間が1か月以上、かつ、

(身体的な負傷・疾病) 通算3日以上の入院

(精神疾患) 通算3日以上労務に服すことができない と医師に診断されたもの

※2 事実婚関係にあった者や本市パートナーシップ宣誓制度に基づきパートナーシップ宣誓 を行った者を含む

〇受付開始 令和3年9月1日から

【参考】犯罪被害者等への見舞金支給事業について

- ・県内では本市が初めての実施となります。
- ・全国では386市町村(令和3年4月1日現在)で実施されています。

お問い合わせ先 新潟市市民生活課安心・安全推進室 担当:大森、早川 電話:025-226-1113(直通)